

令和7年度香川地方最低賃金審議会
第4回香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月20日(月)
香川労働局第1会議室

出席者	公益側	岡崎、元木
	労働者側	門、土田、箸方
	使用者側	木下、白石

議題 (1) 香川県特定(電気)最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

委員の皆様お揃いですので、ただ今から香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の第4回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、平野委員、田中委員が欠席されておりますが全委員の3分の2以上であります7名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

それでは、元木部会長、議事の進行をお願いいたします。

○元木部会長

それでは、早速ですが最低賃金額の審議に入りたいと思います。前回の審議で労使双方より金額提示を受け、その根拠もお伺いさせていただきました。専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側がプラス95円、使側がプラス48円と双方の提示金額には乖離がありました。前回の専門部会で各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、この後、金額提示いただきますようお願いいたします。労使の主張には隔たりがありますけれども、是非とも全会一致で結論が得られますよう、格段のご配慮をお願いしたいと思います。本日も労側か

ら個別会議をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各側の控室について事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、使用者代表委員の控室は2階の第3会議室、労働者代表委員の控室は2階の相談室を用意しております。第1会議室の内線は3570です。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○土田委員

必要ありません。

○元木部会長

それでは、使用者側の方には控室に移動していただいて、公労会議を始めたいと思います。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○元木部会長

それでは全体会議を再開いたします。ここから先の審議は公開となります。

ただ今労使双方より金額提示を受けました。労側は第1回提示額プラス91円、使側は第1回提示額プラス55円。労側は第2回提示額プラス84円、使側は第2回提示額なしということで、それぞれ金額提示を受け、その根拠もお伺いさせていただきましたが、それぞれの主張は異なり、全会一致には至りませんでした。

審議を尽くしてまいりましたので、これ以上審議を重ねましても妥結する金額は見いだせないと判断いたしましたので、公益委員としての案を提示させていただき、これにご賛同いただけるかどうかをお諮りしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○元木部会長

ありがとうございます。それでは事務局から公益案の準備をお願いします。

(各委員に公益案を配付)

○元木部会長

それでは公益案について説明いたします。今年度の香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る公益案といたしましては、現行最低賃金時間額1,030円を60円引き上げて1,090円とする。発効日については法定どおりとする。以上でございます。ご意見等はございますでしょうか。

(意見等なし)

○元木部会長

それでは公益案を採択いただけるかどうか採決により決したいと思いますがよろしいでしょうか。事務局から手続の説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、部会長を除いた委員の過半数をもって決することになっております。可否同数の時は部会長の決するところによると規定されています。なお、現在、部会長を除いた出席委員は6名ですので、過半数は4名となります。以上です。

○元木部会長

はい。それでは採決致します。挙手でお願いいたします。まず、公益案に反対の方挙手をお願いいたします。

(挙手3名)

○元木部会長

次に公益案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手 3 名)

○元木部会長

はい、ありがとうございます。公益案に反対の方 3 名、賛成の方 3 名ということで、可否同数ということでございますので部会長が決するところにより決定したいと思います。部会長といたしましては公益案に賛成致します。以上のとおりですので、公益案に賛成ということで公益案の内容で本専門部会から香川地方最低賃金審議会会长へ報告手続きを行うことといたします。事務局の方で報告文の案の準備をお願いいたします。

○賃金室長

5 分ほどお時間をいただければと思います。

○元木部会長

では 5 分後に再開いたします。

(休憩)

○元木部会長

それでは事務局から報告書（案）を配付してください。

(報告書（案）を各委員に配付)

○元木部会長

それでは皆さんのお手元に行き渡ったと思いますので、事務局の方で読み上げてください。

○賃金指導官

それでは読み上げます。

(案)

令和 7 年 10 月 20 日

香川地方最低賃金審議会会长 箕輪信宏殿

香川地方最低賃金審議会香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 元木将道
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月18日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。委員の方のお名前については読み上げを省略いたします。

続いて別紙です。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除

く。)

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,090 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上です。

○元木部会長

それでは皆さんよろしいでしょうか。ただいまご確認いただきました部会報告書（案）を本審におきまして（案）の部分をとって諮ることと致します。

議題1は以上です。議題2のその他ですが、事務局より何かありますでしょうか。

○賃金室長

ただいま説明いただきましたように、本審を開催する必要があります。現在日程調整中ですので、決まりましたらお知らせさせていただきます。お忙しい中申し訳ないですが、ご出席の方よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○元木部会長

それでは以上をもちまして、第4回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

——了——